

様式第十八（第13条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
平成29年12月21日

2. 認定事業者名
株式会社ホテル木曽路温泉

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

株式会社ホテル木曽路温泉（以下「当社」という）は、特殊精礦株式会社及びその子会社の木曽路ビール株式会社及び株式会社大平（以下「特殊精礦グループ」という。）を分割会社、当社を分割承継会社とする吸収分割の実行を予定している。特殊精礦グループは、温泉ホテル事業を行っているが、現在、過剰債務により設備投資ができないことを主因に他社との十分な差別化が出来ていないため、売上が伸び悩みつつある。

具体的には、ホテル業界では部屋食からバイキング、バイキングの中でもオープンキッチンによる出来立て感を好む志向に変化してきている中、特殊精礦グループのホテルのレストラン会場は、厨房と一体型になっていないため、オープンキッチンでの食事提供が困難であり、また、導線が長く提供するバイキングメニューの取り換えに時間がかかり、オペレーションも非効率となっている。ホテルの顧客アンケートや旅行代理店から食事を特徴とするプランの要望がある中、5年前より新規の資金調達に困難な状況から設備投資ができずオープンキッチン化ができていない現状である。

そこで、特殊精礦グループのホテル事業を当社へ吸収分割すると共に、ホテル経営等のノウハウを有する栄信総合開発㈱（以下「栄信」という）の信用力に基づき金融機関借入により設備投資資金を調達することで、設備投資実施に基づく新商品プラン（仮名：木曽路バリューバイキング）販売等を実現することが、ホテル事業の集客力向上、ひいてはホテル事業の収益力・生産性の向上に有効であると判断した。

以上の方策により、ホテル事業における新規設備投資、経営資源の最適配置によって生産性の向上を図り、企業価値の更なる向上を目指す。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、平成31年度には平成29年度に比べて、修正ROAを3.7%向上させることを目標とする。

財務内容の健全性の向上としては、平成31年度において有利子負債はキャッシュフローの4.9倍、経常収支比率は108.9%となる予定である。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

①計画の対象となる事業

特殊精礦グループで営む温泉ホテル事業

<選定理由>

特殊精礦グループは、もともと採石業を営んでいたがその採石跡地の有効活用及び地元町民の雇用創出の観点から長野県南木曽町からの強い誘致要請もあり、平成9年に温泉ホテル事業を開始した。温泉ホテル事業以外の日帰り温泉施設やエステ施設等の過大投資を原因として過剰債務に陥ってきた。その中で温泉ホテル事業は、「じゃらん ユーザーが選んだ人気温泉宿ランキング南木曽・妻籠・馬籠エリア」において1位を獲得、平成23年度には「プロが選ぶ日本のホテル100選（日本旅行）」、また、毎年「日本の旅館ホテル100選（旅行新聞社）」に選出される等、中部地区の顧客を中心に支持を受けている。ここ最近は資金状況から新たな設備投資ができないことを理由に新商品投入ができない状況にあるが、事業の競争力・収益力の強化に継続して取り組んできているところである。今後、当社にて当該事業を引き継ぎ、栄信の信用力に基づく金融機関借入により更なる売上増加、収益力の強化を図る収益の柱として位置づけ

ている。

②実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

会社分割により当社に温泉ホテル事業を承継することで、意思決定の迅速化、事業活動の効率化を図る。さらに、新たな設備投資実施のための資金を手当するため、当社はスポンサーである栄信の信用に基づく資金調達を受ける。

なお、当該事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれる。

また、当該事業分野は過剰供給構造にはなく、さらに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

(事業の構造の変更)

- ・ホテル事業部門の分社化（分社型吸収分割）

〈分割会社〉

名称：特殊精礦株式会社

住所：名古屋市守山区八剣2丁目1506番

代表者の氏名：代表取締役 中村 典之

資本金：100,000,000円

名称：木曾路ビール株式会社（ホテルでの飲食に供するビール製造、販売）

住所：長野県木曾郡南木曾町吾妻2278番

代表者の氏名：代表取締役 中村 典之

資本金：30,000,000円

名称：株式会社大平（ホテル事業用地の一部を所有）

住所：長野県木曾郡南木曾町吾妻2278番

代表者の氏名：代表取締役 中村 典之

資本金：50,000,000円

〈承継会社〉

名称：株式会社ホテル木曾路温泉

住所：長野県木曾郡南木曾町吾妻2278番

代表者の氏名：代表取締役 斉藤 栄市

分割前の資本金：1,000,000円

分割後の資本金：10,000,000円

発行する株式を引き受ける者：特殊精礦(株)

分割予定日：平成30年1月1日

- ・新規設備投資資金の調達

当社は、スポンサーである栄信の信用力に基づき金融機関借入により設備投資資金を調達する。

(事業の分野又は方式の変更)

レストラン部分改修に伴うオープンキッチン化により出来たての料理を提供すること及びカウンターでの鉄板焼ステーキ料理の提供を売りにした宿泊パックを新商品として販売開始することを予定している。当該新商品等について、栄信の経営ノウハウを活用して顧客の要望に徹底的に対応を行うサービスを充実させるといった新たな施策の展開により販売を促進し、平成31年度には当該新商品の売上高を当者の全売上高の3.0%以上とすることを目標とする。

(2) 事業再編を行う場所の住所
長野県木曾郡南木曾町吾妻 2278 番
株式会社ホテル木曾路温泉

名古屋市守山区八剣 2 丁目 1506 番
特殊精礦株式会社

長野県木曾郡南木曾町吾妻 2278 番
木曾路ビール株式会社

長野県木曾郡南木曾町吾妻 2278 番
株式会社大平

(3) 関係事業者・外国関係法人に関する事項
特になし

(4) 事業再編を実施するための措置の内容
別表 1 のとおり

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成 30 年 1 月

終了時期：平成 32 年 3 月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 事業再編の開始時期の従業員数（平成 29 年 11 月末時点）

(株)ホテル木曾路温泉 なし

特殊精礦(株) 104 名（パート・アルバイト含む）

木曾路ビール(株) なし

(株)大平 なし

(2) 事業再編の終了時期の従業員数

(株)ホテル木曾路温泉 107 名（パート・アルバイト含む）

特殊精礦(株) なし

木曾路ビール(株) なし

(株)大平 なし

(3) 事業再編に充てる予定の従業員数

(株)ホテル木曾路温泉 107 名（パート・アルバイト含む）

特殊精礦(株) なし

木曾路ビール(株) なし

(株)大平 なし

(4) (3)中、新規に採用される従業員数

(株)ホテル木曾路温泉 3 名

特殊精礦(株) なし

木曾路ビール(株) なし

(株)大平 なし

(5) 事業再編に伴い出向または解雇される従業員数

| | |
|---------|------|
| 出向予定人員数 | なし |
| 転籍予定人員数 | 104名 |
| 解雇予定人員数 | なし |

7. その他

該当なし

別表 1

1. 事業再編の措置の内容

| 措置事項 | 実施する措置の内容及びその実施する時期 | 期待する支援措置 |
|---|---|--|
| 法第 2 条第 1 1 項第 1 号の内容 | | |
| <p>ロ 会社の分割</p> | <p>① 分割会社 名称：特殊精礦(株) 住所：名古屋市守山区八剣 2 丁目 1506 番 代表者氏名：代表取締役社長 中村 典之 資本金：100,000,000 円</p> <p>② 分割会社 名称：木曽路ビール(株) 住所：長野県木曽郡南木曽町吾妻 2278 番 代表者氏名：代表取締役社長 中村 典之 資本金：30,000,000 円</p> <p>③ 分割会社 名称：(株)大平 住所：長野県木曽郡南木曽町吾妻 2278 番 代表者氏名：代表取締役社長 中村 典之 資本金：50,000,000 円</p> <p>④ 承継会社 名称：(株)ホテル木曽路温泉 住所：長野県木曽郡南木曽町吾妻 2278 番 代表者氏名：代表取締役社長 斉藤 栄市 分割前の資本金：1,000,000 円 分割後の資本金：10,000,000 円</p> <p>⑤ 発行する株式を引き受ける者：特殊精礦(株)</p> <p>④分割予定日：平成 30 年 1 月 1 日</p> <p>※特殊精礦(株)は承継会社の総株主の議決権の 2 / 3 以上を有しているため、法第 32 条の要件を満たす。</p> | <p>法第 32 条 (特別支配会社への事業譲渡等に関する特例)</p> <p>租税特別措置法第 80 条第 1 項第 3 号 (認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減)</p> <p>租税特別措置法第 80 条第 1 項第 6 号 (会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減)</p> |
| <p>へ 出資の受入れ</p> | | <p>租税特別措置法第 80 条第 1 項第 1 号 (認定事業再編等に基づき行う登記の税率の軽減)</p> |
| 法第 2 条第 1 1 項第 2 号の要件 | | |
| <p>イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化</p> | <p>レストラン部分改修によるオープンキッチン化及びステーキを売りにした宿泊パックの新商品の販売を開始し、平成 31 年度には当該新商品の売上高を全売上高の 3.0%以上とすることを目標とする。</p> | <p>法第 38 条 (中小企業基盤整備機構による債務保証)</p> |